

事務連絡
令和元年7月31日

建設工事登録業者 各位

情報共有システムの運用開始について

福井市 財 政 部 契 約 課 長
工事・会計管理部 技術管理課長
企 業 局 経 営 管 理 課 長

本市において、「受発注者間のコミュニケーションの円滑化」及び「生産性の向上」を図るため、令和2年4月から下記のとおり情報共有システムを運用開始しますのでお知らせします。

なお、情報共有システム利用に係る経費については、共通仮設費にて計上済みであることを申し添えます。

記

- 1 対象工事 当初設計金額3千万円以上の土木工事（林業含む）及び
上下水道・ガス工事（いずれも設備含む）
積算基準書等に情報共有システム利用に係る経費について
明記された場合は、順次、対象工事を拡大します。
- 2 適用日 令和2年4月1日以降に発注する工事
- 3 経過措置 運用開始に向け、これまでの受発注者間協議によるシステムの
利用に加えて、令和元年8月1日から令和2年3月31日まで、
土木特記仕様書にシステム利用対象工事であることを明記し
た工事については、原則、システムを利用するものとします。
利用しない場合は、運用開始（令和2年4月1日）以降、指名
停止措置等の対象となる場合があります。

情報共有システムに関する問合せ先
工事・会計管理部 技術管理課
TEL：0776-20-5172
FAX：0776-20-5767